

平成29年度事業計画

《事業方針》

平成29年度は、社会福祉法人制度改革を柱とする改正社会福祉法が施行されます。本会といたしましては、改正社会福祉法に基づき更なるガバナンス強化をはじめ、事業運営の透明性向上、財務規律の強化に努めてまいります。特に、財務規律の強化においては「社会福祉充実計画」を策定し、適正かつ公正な支出管理はもとより、社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資に向け取り組んでまいります。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で掲げられた「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを加速化させるため平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、具体的な取り組みについて検討が進められています。

本会では平成27年度から検討を始めた、改正介護保険法の生活支援体制整備事業及び平成28年度より八千代市から受託している生活支援コーディネーター設置事業の生活支援コーディネーターの活動の中で、子どもから高齢者、障害者、生活困窮者といった枠にとらわれない地域住民すべての困りごとを地域住民で振り返り、課題の解決に向け協議する「わがまち元気プロジェクト」を企画し、各地区で展開しています。これは「地域共生社会」の実現に向けての具体的な取り組みであり、半世紀余りに亘り取り組んできた「地域ぐるみ」「ネットワーク事業」の経験やノウハウを活かした住民主体の「支えあい」による地域づくり活動です。今後においては、社会福祉に関する法制度の改正を注視しながら、地域住民の皆様と共に「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の更なる推進に向け努めてまいります。

《重点目標》

1. 法人運営の活性化

- 改正社会福祉法に基づく組織のガバナンス強化、透明性の向上、財務規律の強化
- 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会「第3期経営改善・強化計画」の遂行
- 会費・募金・事業収入等、自主財源確保による安定的経営

1. 社会福祉協議会だからこそできる「地域共生社会」実現への取り組み

- 半世紀余りに亘り取り組んできた経験やノウハウを活かした住民主体の「支えあい」による地域づくり
- 高齢者、障害者、子ども等すべての地域住民が抱える様々な生活課題の総合相談窓口としての機能充実
- 行政及び関係機関・団体の連携強化

事業計画

事業名等	事業内容
1. 法人運営事業	
(1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催 (2) 第3期「経営改善・強化計画」の遂行 (3) 第3期「経営改善・強化計画」の評価会議実施 (4) 規程の整備 (5) 社会福祉充実計画の作成 (6) 地域福祉活動計画作成に向けての行政との協議 (7) 機構改革(事務局体制整備)及び強化 (8) 資格取得の推進 (9) 社会福祉士実習受け入れ体制の整備 (10) 法人化50周年(平成31年度)に向けての取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事へ計画の進捗状況を報告し、評価及び改善指導を受ける
2. 自主財源の確保事業	
(1) 会員加入の拡大 (2) 共同募金運動の充実 (3) 善意銀行事業の充実 (4) 福祉振興基金の充実 (5) 収益事業の研究及び充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌及びホームページ・会員加入のチラシ等を活用し呼びかけの強化 ● 自治会連合会と連携し自治会未加入地区への依頼を強化 ● 特別・法人・団体・名誉会員加入促進 ● 福祉振興基金チャリティーゴルフ大会の実施
3. 地域福祉活動推進事業	
(1) 第3期「経営改善・強化計画」に基づく地域福祉活動の充実 (2) コミュニティ形成事業 (3) 八千代市民生委員・児童委員協議会連合会との連携 (4) 福祉教育の充実 (5) 共同募金配分事業 (6) 日常生活自立支援事業 (7) 成年後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種団体(NPO・企業・市民団体・行政・地域包括支援センター等)とのネットワークの拡充 ● 支会組織強化(わがまち元気プロジェクト・地域ケア会議等の実践) ● 支会福祉委員の発掘及び育成 ● 顔の見える関係づくりの強化(世代間交流事業、ふれあいサロン等) ● 支会長連合会の開催及び各研修会の実施 ● 生活支援体制整備事業協議体及び生活支援コーディネーターの運営強化 ● 地域支援事業における協働 ● 実施団体の拡充(パッケージ指定の充実強化) ● 教育関係機関との連携強化 ● 配分の見直し ● 生活支援員の発掘及び育成 ● 法人後見事業の充実 ● 市民後見人に関する調査研究

事業名等	事業内容
(8) 災害時及び緊急時の体制作り (9) 生活困窮者自立支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者支援の検討 ● 複雑・多様なニーズに包括的・継続的に対応できる地域づくり
4. 啓発宣伝事業	
(1) 広報誌「ふくし八千代」発行 (2) ホームページの内容充実 (3) Facebookによる情報発信	
5. ボランティアセンター運営事業	
(1) ボランティアセンターの機能強化 (2) 講座の実施 (3) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● コーディネート業務の充実強化 ● マッチング機能の強化 ● 新たなサービスの開発 ● 支会とボランティアセンターの連携・強化 ● 社会情勢に合ったボランティア(養成)講座の開催 ● 行政及びJC等、関連団体との連携・強化 ● パートナーシップ協定の拡充
6. 在宅福祉推進事業	
(1) 総合相談窓口としての機能の充実 (2) ひとり暮らし高齢者(世帯)・身障世帯への配食サービス (3) 善意銀行事業 (4) 子どもの貧困に関する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 心配ごと、法律、貸付、生活困窮者、後見、ボランティア等あらゆる内容、高齢者、障害者、子ども等すべてを対象とした総合相談窓口の機能の充実 ● 寝たきり高齢者等への紙おむつ無料配布(年3回) ● 居場所づくり・学習支援・食事の提供 ● 福祉支会を対象に新たに子どもの居場所を開設するための運営費の一部を助成する助成金制度の創設
7. 援護事業	
(1) 資金の貸付業務 (2) 歳末たすけあい配分 (3) 児童等への援護 (4) 各種団体への支援 (5) 善意銀行事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付⇒償還⇒自立までの支援 ● 配分先、配分方法の見直し ● 交通遺児見舞金、交通遺児勉学奨励金、交通遺児激励金(県社協受託事業) ● 児童遊具の点検及び撤去 ● 行旅者援護金
8. 受託事業	
(1) 学童保育事業 (2) 法人後見事業 (3) 生活困窮者自立支援相談事業	
9. 収益を目的とする事業	
(1) 福祉センター管理運営事業(指定管理者) (2) 売店運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書・協定書を遵守した指定管理者制度の遂行 ● 福祉センターへの自動販売機設置を検討